



技術士試験制度改正：今こそ資格取得のチャンス

柿谷 均

2013年度に技術士試験制度が改正されました。「生物工学会誌」の読者には、生物工学、農業、衛生工学、環境、水産、林業、といった技術部門で受験される方が多いと聞いていますが、本欄ではこれらの技術部門に共通した制度改正のポイントを解説します。

技術士試験制度の概要

技術士試験制度の概要は図1に示すようなものであり、今回の改正においてもこの枠組みは維持されます。

試験制度改正（変更）のポイント

第一次試験 旧制度では、基礎科目、共通科目、適性科目、専門科目の4科目を受験する必要がありました。今回の改正により共通科目は基礎科目に統合される形で廃止され、基礎科目、適性科目、専門科目の3科目になります。基礎科目はこれまでの「25問出題中15問解答」から「30問出題中15問解答」に変更されます。またJABEE認定課程に関しては、近年JABEE認定の修士課程がいくつかの大学で設置されたことに対応して、JABEE認定学士課程およびJABEE認定修士課程の修了者が第一次試験免除の対象になります。

第二次試験 一番大きな変更点は、筆記試験合格者に対して課せられていた技術的体験論文の提出が廃止されることです。これにより、十分な学識、見識、経験がありながら代表的な業務を技術的体験論文としてまとめることが難しかった人にとって受験のハードルが下がったといえるでしょう。その代わり第二次試験受験申込時に提出する業務経歴票に、代表的な業務内容を一つ選ん

で720字以内で記載します。なお業務経歴についてはこれまで通り職場の上長に証明していただく（署名・捺印）必要がありますが、これは業務内容の詳細を証明するものではありません。その点を上長によく説明して了解を得てください。たとえば転職経験のある人が前職での業務内容を詳細説明したい場合など、現在の職場の上長にとって証明が難しい状況が想定されますが、業務内容の詳細説明はあくまでも受験者の責任で記載するものです。なお口頭試験の時間は45分から20分に短縮されますが、この業務内容の詳細説明が口頭試験の重要なポイントであることに変わりありません。口頭試験に関してもう一つの変更点は筆記試験の答案（課題解決能力を問うもの）について試問されることです。こうした変更点を含め、口頭試験対策のポイントが絞りやすくなったと言えるでしょう。

総合技術監理部門 このたびの試験制度改正において総合技術監理部門に関する変更は比較的シンプルです。主要な変更点は技術的体験論文提出の廃止であり、筆記試験についての変更はありません。口頭試験は30分から20分に短縮され、また試問項目が少なくなっています。

制度改正のねらい ここからは私の個人的な見解であることを断った上でこのたびの制度改正のねらいについて述べます。

国としては技術士活用を増やすには技術士の数が増えることが必要（ニワトリか卵かといった感じもしますが）と考えています。人材の質を落とさずに量的拡大をもたらすための方策の一つが今回の制度改正でしょう。このためには受験しやすい環境を整えることが重要であり、一つの目玉として「技術的体験論文の提出廃止」が盛り込まれたように思われます。これに対しては「業績に裏打ちされた技術士らしさ」を軽視しているという反対意見もありますが、筆記試験の内容を、専門知識、应用能力、課題解決能力に分けて設問することで技術士としての資質が判定できるということになったのでしょう。

今後、国としても技術士資格を重視するような政策を設けるように思われます。この機会に新しい試験制度のポイントを押さえた効果的な試験対策を行って技術士資格を取得されるようお勧めします。

（参照URL → <http://www.engineer.or.jp/sub02/>）

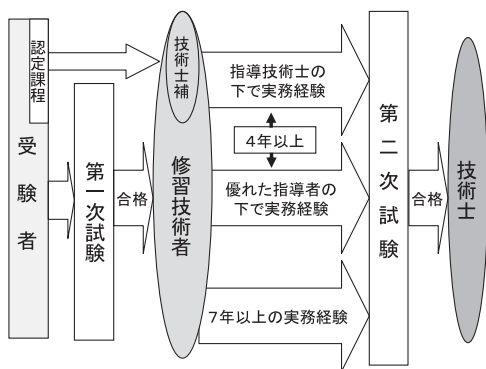


図1. 技術士試験制度。図中の「7年以上」は修習技術者となる前の業務経験を算入できる。